

知っておきたいこと

法令の知識

自動車をご使用のかたには、法律（道路運送車両法）により、いろいろなことが義務づけられています。

次にあげたことからは安全上、特に関連の深いことですからご注意ください。



仕業点検、定期点検の内容は整備手帳にわかりやすくまとめてあります。

■自動車の構造、装置などが道路運送車両の保安基準に合ったものでなければ運転できない。

■ドライバーは1日1回出発前に運輸省令で定められた方法で自動車を点検しなければならない。（仕業点検）

■自動車を運行する者は、一般に、6か月ごとに運輸省令で定められた基準に従って自動車を点検し、不良箇所を発見した場合は、整備しなければならない。また同時に、定期点検記録簿に記載し1年間保管しなければならない。（定期点検）

■一般に乗用車は2年貨物車は1年ごとに運輸大臣の行なう継続検査を受けなければならない。（車両検査）

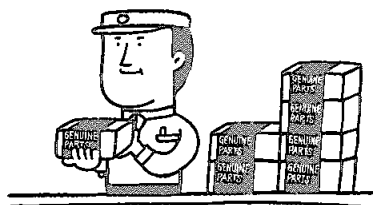
■自動車検査証の記載事項に変更があったときは、運輸大臣が行なう自動車検査証の記入を受けなければならない。（名義変更・住所変更など）


トヨタ純正について




トヨタ純正部品とは

1. トヨタの新車に使われた部品と、まったく同じ部品です。
 2. トヨタのきびしい品質検査に合格した部品です。
 3. トヨタの販売網をつうじて、いつでもどこでもすぐに間に合う部品です。
- 以上のようなトヨタ純正部品をお使いいただくことによって常に車の性能を維持することができ、安心して運転していただけです。



これらの部品は、包装箱などに  のマークを付け、その品質を保証しています。

トヨタ車には、もっとも適したトヨタ純正部品をお使いください。

部品ご購入の際は、トヨタ車取り扱い販売店または、 のマークの看板を掲げた店で必ずトヨタ純正部品とご指定ください。



キャッスル製品とは

車の性能を十分発揮させるためには、車に適した良質のオイル、フルード、グリース、不凍液を選ぶことが大切です。整備手帳に示されているオイルなど使用個所には、キャッスル製品をご使用ください。

キャッスル製品は、トヨタ自動車が、長年の研究の結果、市場に送り出したもので自信をもってお勧めできる製品です。

排出ガス浄化装置について

コロナ・マークIIでは次のような排出ガス浄化装置を取り付けて公害防止に万全を期しております。

1. 触媒装置

排気ガス中に含まれるCO、HCを触媒の作用により酸化反応させて浄化する装置です。

2. 二次空気供給装置

空気ポンプによりエキゾースト・ポートに二次空気を供給する装置です。

エキゾースト・マニホールド内でCO、HCの一部を再燃焼させるとともに触媒装置でさらに酸化反応させます。

3. 排気ガス再循環装置(EGR)

排気ガスの一部を吸入混合気に再循環させて、NOxの発生を低減する装置です。

4. 点火時期制御装置

点火進角装置の点火時期を制御して、HCとNOxの発生を低減する装置です。

5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置

燃料タンクから蒸発するHCをエンジンの燃焼室に導いて燃焼させる装置です。

6. ブローバイ・ガス還元装置

クランク・ケース内で発生したブローバイ・ガスを燃焼室に導いて燃焼させる装置です。

